資料１

富里市犯罪のないまちづくり推進条例について（概要）

１　条例制定の背景

本市の刑法犯認知件数は，最も多かった平成１５年の１，２２１件から平成２５年では５２４件，平成２６年では４９９件と減少していますが，依然として年間約５００件近くの犯罪が発生しています。

その内訳としては，窃盗犯といわれる「空き巣」，「自動車盗」，「自転車盗」及び「車上狙い」などの身近な犯罪が全体の７０パーセントを占めており，防犯活動の推進により犯罪発生の抑止に努めることが重要です。

本市では，市及び警察の防犯対策をはじめ，区・自治会やＰＴＡなどによる地域の自主的な防犯活動や，防犯指導員，防犯パトロール隊などの防犯関係団体による防犯活動も積極的に実施されているところですが，それぞれの役割分担が明確ではないなどの課題があります。

◆本市の犯罪発生状況（刑法犯認知件数）

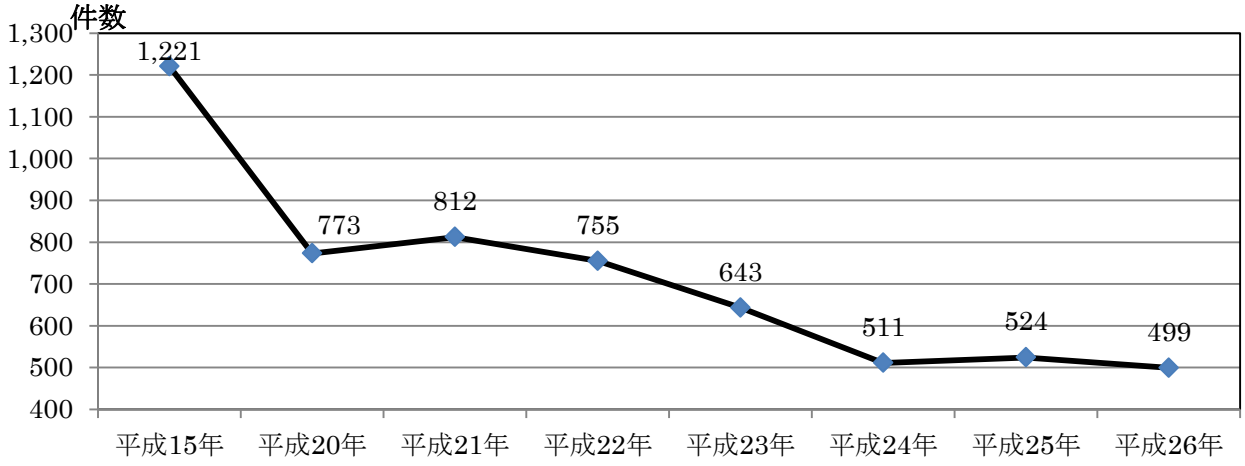

２　条例の必要性

これまで自主的な防犯活動に支えられていた防犯体制について，犯罪のない安心して暮らすことができる地域社会を確保維持していくためには，市の責務や市民，自治会等，事業者，防犯関係団体及び関係行政機関（以下「市民等」という。）それぞれの役割分担を明確にし，緊密な連携を図りながら協働により積極的に取り組む必要があります。

３　条例制定の効果

犯罪のないまちづくりの実現に向けて市民一人ひとりの安全意識の高揚を図るとともに，市や市民等が一体となって取り組み，市民が安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。